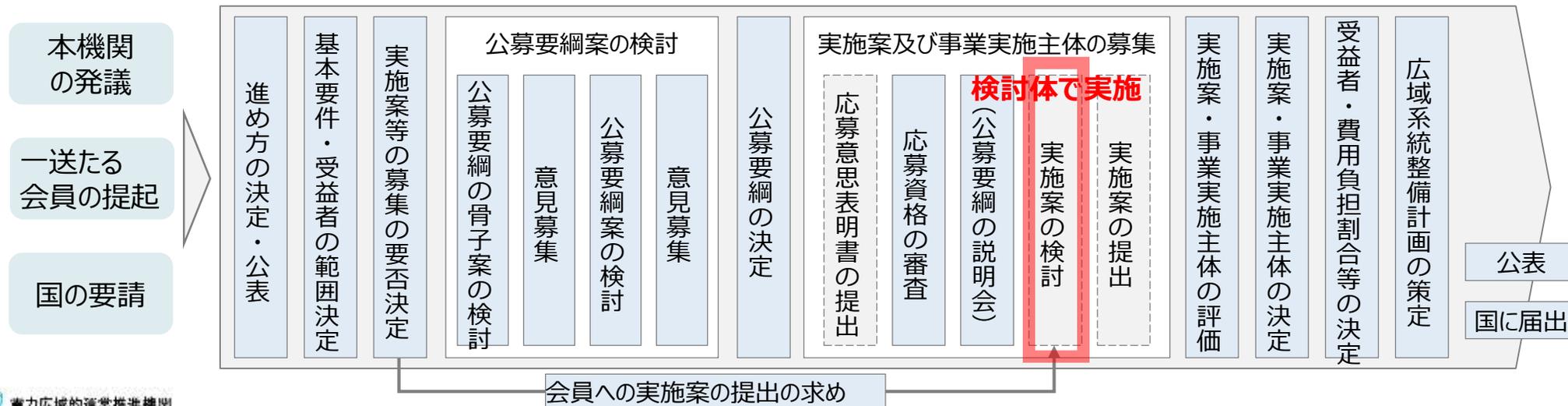


北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る 広域系統整備計画の実施案の検討状況 （報告）

2025年9月30日
広域系統整備委員会事務局

- 北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画（以下、本整備計画という。）においては、有資格事業者（北海道電力NW、東北電力NW、東京電力PG、電源開発送変電NW）にて、実施案の検討が進められている。
- 公募要綱において、有資格事業者は、検討体を構成する事業者や検討状況等に関して本機関へ定期的に報告することとしており、先般、第2回目の報告を受けたことから、本日は、その内容についてご報告する。

《東地域の計画策定プロセスの流れ》



＜出所＞北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る 広域系統整備計画
実施案及び事業実施主体の募集に係る 公募要綱 4頁（一部抜粋）

1. 実施案の検討に係る体制の構築

有資格事業者⁶は、実施案の検討に際して検討主体となる体制（以下「検討体」という。）を構築すること。

＜出所＞北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る 広域系統整備計画
実施案及び事業実施主体の募集に係る 公募要綱 5頁（一部抜粋）

2. 本機関への定期報告及び協議等

（1）本機関への定期報告等

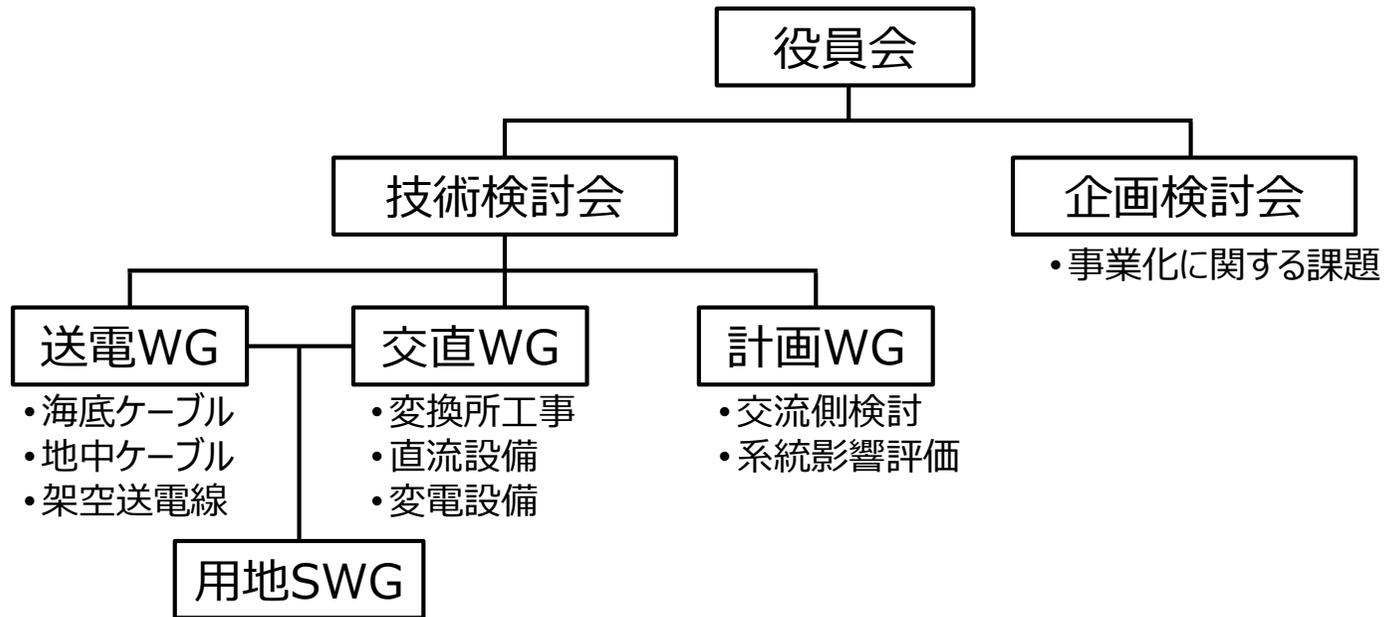
有資格事業者は、本機関に対して、検討体を構成する事業者の一覧、実施案の検討に必要な工事内容・工期等の検討状況又は実施案の提出までのスケジュールその他の本機関が求める事項について、四半期ごとに報告すること。

なお、有資格事業者が実施案の提出までにSPCを組成した場合は、上記の定期報告によらず、速やかに本機関まで申し出ること。

また、本機関は、有資格事業者に対して、上記の定期報告によらず、必要に応じて実施案の検討状況等を確認する場合がある。

- 現時点での当該検討体を構成する事業者は、これまでと同様に、有資格事業者を構成する事業者である、北海道電力NW、東北電力NW、東京電力PG、電源開発送変電NWの4社であり、検討体制についても第1回定期報告時から変更が無いことを確認した。

● 検討体制 <出所> 前回報告資料（第90回 広域系統整備委員会 資料3）



- 有資格事業者より、現在の技術検討の状況について報告を受けた。
- 北海道～新潟間（約760km）のケーブルルートについて、有資格事業者の検討でも、技術的には敷設可能な見込みとしてルートや防護計画の選定が完了。ただし、今後の先行利用者や洋上風力発電事業者との協議等によりルートの変更等の可能性あり。
- 送電WGと交直WGのいずれも、技術面の主要な検討は完了し、現在は工事費・工期の算定中。
- また、計画WGにおける検討にて、系統安定化対策が必要であることについて報告があった。

検討箇所		実施案策定に向けた検討項目	検討状況
技術 検 討 会	計画WG	<ul style="list-style-type: none"> ・系統構成 ・HVDCの運用容量 事象事象に対する信頼度の考え方 系統影響評価、系統安定化対策の要否 	<ul style="list-style-type: none"> ・系統構成について検討完了 ・系統安定化対策について検討完了。対策が必要であり、北海道エリア、東北・東京エリアに系統安定化システムを構築する見込み ・現在はHVDCの運用容量を検討中
	送電WG	<ul style="list-style-type: none"> ・揚陸点候補ゾーン・陸域ルート候補の検討 ・海底ケーブル防護方針の策定（埋設深さや採用する防護方法の考え方） ・海底ケーブルルートの選定 ・防護計画の策定 ・工事費・工期の算定 	<ul style="list-style-type: none"> ・揚陸点候補ゾーン・陸域ルート候補について検討完了 ・海底ケーブル防護方針について検討完了 ・海底ケーブルルート及び防護計画について検討完了 ・現在は工事費・工期の算定中
	交直WG	<ul style="list-style-type: none"> ・変換所・開閉所の地点候補の検討 ・変換所の機器構成 ・工事費・工期の算定 	<ul style="list-style-type: none"> ・変換所・開閉所の地点候補について検討完了 ・変換所の機器構成について検討完了 ・現在は工事費・工期の算定中
	用地SWG	<ul style="list-style-type: none"> ・先行利用者への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・先行利用者への対応について検討中

- 前回の定期報告では、有資格事業者から、**プロジェクトファイナンスによる資金調達を見据えた対策検討の必要性**が報告された。
- 今回の定期報告では、**プロジェクトファイナンス組成の観点から、実現性を早期に高めるため、従来は広域系統整備計画策定後に実施していた対応の一部を、計画策定中から着手する必要がある**ことが示された。
 - 収入の蓋然性の確保
 - 請負会社候補との契約内容の協議
 - 環境・社会影響評価
 - 先行利用者との協議
- これらについて、有資格事業者や国と連携しながら当機関としても検討を進め、次回以降の本委員会にてご議論いただくこととしたい。